

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該契約に係る平成31年度予算が成立することを条件とします。

平成31年1月24日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 総括理事 庄司 卓也

記

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動車運行管理請負業務
- (2) 業務内容 請負台数2台（常駐する運行管理者2名）  
その他の条件は、別途配布する「仕様書等」のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日
- (4) 履行場所 都内全域及び首都圏を中心とする都外

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※「競争参加者資格審査等取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
  - (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
  - (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機2236号。）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

(2) 次の要件を満たす者であること。

- ① 入札時において、平成28・29・30年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加者資格における業種区分「運送」に登録されている者であること。又は平成28・29・30年度全省庁統一資格における役務の提供等の「運送」に登録されている者であること。
- ② 平成31年2月21日（木）17時45分までに、別表に掲げる証明書等を5の問い合わせ先に提出し、条件を満たすと確認された者。なお、郵送での提出も可とするが、書留などの記録の残る方法をとること。（提出期限必着）
- ③ 落札者と別途機密保持契約を締結することから、機密情報の適切な管理を行う能力を有する者であること。

### 3 入札説明会の日時及び場所等

- (1) 日時：平成31年2月1日（金）14時00分から
- (2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館1階 会議室
- (3) 入札説明書は、当日配布する。

注：入札説明会に参加を希望する場合は、別紙の説明会出席届に必要事項を記入し、その旨を5の問い合わせ先に平成31年1月31日（木）17時45分までに提出すること。なお、参加人数は各社2名までとし、提出の方法は問わない。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札
  - ①日時：平成31年2月25日（月）15時00分～15時10分
  - ②場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館1階 会議室

(2) 開札

- ①日時：平成31年2月25日（月）15時10分
- ②場所：独立行政法人農畜産業振興機構 南館1階 会議室

5 問い合わせ先（契約条項を示す場所、入札関係書類を交付する場所及び証明書等の提出先）

独立行政法人農畜産業振興機構 総務部総務課（担当：太田、片倉）

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル南館3階

電話番号：03-3583-8961

FAX番号：03-3582-3397

E-mail：[ootas@alic.go.jp](mailto:ootas@alic.go.jp)、[katakura-s@alic.go.jp](mailto:katakura-s@alic.go.jp)

- ・問い合わせの場合、メールの件名に「自動車運行管理請負業務に関する質問」と記載し、最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

6 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
    - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構への提供を要する情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

## 7 その他必要な事項

- (1) 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
  - 本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
  - 本公告に示した業務を実施できると契約事務責任者が判断した資料を提出した入札者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号—2。以下「契約事務細則」という。）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

別紙

「自動車運行管理請負業務」に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者  
総括理事 庄司 卓也 殿

住 所  
法人名

「自動車運行管理請負業務」に係る説明会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)  
所属・役職  
担当者氏名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。

別表 自動車運行管理業務に係る証明書等

	要求事項	提出書類
1	直近の1年間において自動車運行業務の請負実績があること。	該当する自動車運行管理業務契約書の写し
2	財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者であること。	プライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し
3	自動車運行管理業務に従事する者（以下「従事予定者」という。）に対して、運転従事業務等に関する教育研修制度が確立されていること。	従事予定者に対する研修教育の実施状況について、確認できる資料等
4	自動車運行管理業務において、交通事故防止対策及び事故が発生した場合、迅速かつ責任ある対応により万全な事故処理が可能であること。	交通事故防止対策及び事故発生時の対応体制について、確認できる資料等
5	従事予定者が休暇を取得する場合等において、交替対応が可能な運行管理体制が確立されていること。	交替対応が可能な運行管理体制について、確認できる資料等
6	従事予定者が、ア①、②いずれかの要件を満たし、イ～エまでの要件を全て満たす者であること。	—
	ア① 契約時に65歳以下であり、直近1年間で無事故・無違反であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し（有効期限内のものに限る。）</li> <li>・無事故・無違反証明書の写し</li> </ul>
	ア② 契約時に66歳以上70歳以下の場合、直近1年間で無事故・無違反であり、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し（有効期限内のものに限る。）</li> <li>・無事故・無違反証明書の写し</li> <li>・独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適齢診断結果の写し</li> </ul>
	イ 東京都特別区内の事業所等における自動車の業務運転歴が、3年以上であり、かつ、直近1年間における1か月あたりの業務運転日数が15日以上のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経歴書（履歴書）</li> <li>・業務日誌等直近1年間の業務運転実績が分かる資料等</li> </ul>
	ウ 健康状態に問題のないこと。	1年以内の健康診断書の写し
	エ 安全運転、接客マナー、守秘義務に関する講習の受講実績があること。	左記項目すべてについて、研修の受講が確認できる資料等

(注) 落札後、従事予定者が従事できない状況になった場合で、新たに上記要件を満たす者を従事させることができないときは、解約を前提とした協議を実施することとする。